平成２８年（フ）第３７６号
埼玉県春日部市増富672番地17　スタイルⅢ201号、旧住所埼玉県春日部市内牧5073番地１
債務者　坂上　千明
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
静岡県富士宮市野中1060番地の１　市営白尾住宅Ｆ棟33号
債務者　後藤　明美
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１３４号
静岡県富士宮市野中1060番地の１　市営白尾住宅Ｆ棟33号
債務者　後藤万紀子
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１３５号
静岡県富士宮市野中1060番地の１　市営白尾住宅Ｆ棟33号
債務者　後藤　祐貴
１　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１６２号
愛知県岡崎市欠町字足延10番地５　パークサイドＳＵＺＵ：Ｋ　１－Ｂ
債務者　長谷川才二
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
愛知県高浜市向山町１丁目210番地３　ザ・シック101
債務者　寺田　弘子
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
大阪府岸和田市春木泉町17番31号
債務者　藤見　　綾
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３２０号
大阪府和泉市府中町３丁目15番16―103号
債務者　波間　勇人
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３２６号
大阪府和泉市池上町１丁目３番15―810号
債務者　荒木　壱麒（旧氏名荒木美月）
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１０９８号
札幌市西区発寒７条14丁目１番10号　エトワール203号
債務者　縁山　純子
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１４８号
北海道恵庭市恵み野西１丁目５番１　（エメラルドグリーンビルＶ602号）
債務者　濱崎千代子
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５３号
札幌市西区八軒７条西４丁目１番16―313号
債務者　横山　　実
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５８号
札幌市清田区里塚３条３丁目22番27号
債務者　高坂　英也
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１９０号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目２番30―507号
債務者　五十嵐瑞絵
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６号
北海道増毛郡増毛町南畠中町３丁目249番地の15
債務者　葛西　正幸
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２８年（フ）第１２０号
釧路市昭和南５丁目12番15号　グランマリエ１階103号
債務者　太田　裕香（旧姓相津）
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１４２号
群馬県高崎市台新田町307番地１　市住303号
債務者　福田　弘明
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部